

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県水防信号規則の一部を改正する規則	河 川 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	県庁舎建設課
・保安林の指定施業要件の変更	林 政 課
・公示送達	"
・道路の区域の変更	道 路 維 持 課
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始（3件）	"
・公有水面埋立ての竣工認可	港 湾 課
・港湾施設の概要	"
・臨港地区及び分区の指定	"
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	県庁舎建設課
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・土地改良区の役員の退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	"
・測量の実施	建 設 企 画 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課
・落札者等	会 計 課
◎ 公安委員会規則	
○交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則	警 務 課
◎ 公安委員会告示	
・地域交通安全活動推進委員の委嘱及び辞職の承認	交 通 企 画 課
◎ 雑 報	
・競争入札の参加者の資格等	長崎県公立大学法人
・一般競争入札の実施	"

規 則

長崎県水防信号規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第4号

長崎県水防信号規則の一部を改正する規則

長崎県水防信号規則（昭和25年長崎県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条の前に見出しとして「(水防信号)」を付し、同条第1項中「第13条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第99号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
長崎県新県庁舎移転業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
 - (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (9) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格要件
次に掲げる要件を満たす共同企業体で、7の通知を受け、入札参加資格を有すると認められたものであること。
 - (1) 共同企業体の結成方法
 - ア 構成員の数は、3者であること。
 - イ 構成員の組合せは、(2)のアの資格及びイの同種業務の履行実績を満たす1者と(2)のアの資格を満たす2者の組合せであること。

- ウ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上であること。
 - エ 結成は、自主結成であること。
 - オ 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、その出資比率は、構成員中最大であること。
- (2) 共同企業体の構成員の資格
- ア 共同企業体のすべての構成員
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けている者（同法附則第2条又は第3条の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第3条第1項の登録を受けている者（同法附則第7条の規定により登録を受けたものとみなされる者を含む。）であること。
 - イ 共同企業体の代表者
平成24年2月1日から平成29年1月31日までに、地上4階建て以上かつ延床面積20,000平方メートル以上の事務所、病院、学校等への移転業務を元請（共同企業体として履行した場合は、その代表者）として履行した実績があること。
- 4 入札参加者の資格及びその審査
- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
- ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（売上高利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績
- 5 資格審査申請の時期
- この告示の日から、平成29年3月14日（火）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- 6 資格審査申請の方法
- (1) 申請書の入手方法
- 一般競争入札参加資格申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、下記に示す長崎県のホームページから入手することもできる。
- アドレス：<http://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chohatsujoho/gyomuitaku/index.html>
- (2) 申請書の提出方法
- 入札に参加しようとする者は、申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。
- ア 共同企業体協定書（写）（第2号様式）
 - イ 誓約書（第3号様式）
 - ウ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - エ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - オ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - カ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - キ 印鑑届（第4号様式）
 - ク 3 競争入札参加者の資格要件を満たす業務実績を証明する書類（契約書の写し又は履行報告書等）
 - ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類
- ※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より1月以内に発行されたものに限る。
- (3) 申請書の交付及び提出場所
- 長崎県総務部県庁舎建設課総務調整班
〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2番13号
電話 095-894-3161（直通）
- 7 資格審査結果の通知

資格審査結果については、平成29年3月16日（木）までに通知する。

8 資格の有効期間

この告示に基づき取得した競争入札参加資格については、当該告示にかかる競争入札についてのみ有効とする。

9 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐世保市鵜渡越町50の1、51、52の1、52の3、74、76、150から161まで、164の1、168、171の1から171の3まで、172の1、172の2、173、177、179、183、185、192、193、196、198、202、203の1から203の7まで、204の1、204の5から204の7まで、211から213まで、218、441、442、444から446まで、449、451、456、457、464、473の1、474の1、475、476、481、482、489の1から489の3まで、491、503から505まで、506の1、507の1、福田町433から446まで、451、452、460から468まで、470から473まで、475から480まで、481の1、482、483の1、483の2、484、485の1、486の1、487の1、488の1、489、490の1、490の2、491の1、491の3、492の1、492の2、493の1、493の2、494から501まで、503から505まで、東大久保町348から354まで、356から358まで、361、363から365まで、367、369、371から374まで、377、379、381、383から386まで、388の1から388の3まで、401の1、401の2、403の1、404の1、405の1、406の1、407の1、408の1、408の2、409の1、410から412まで、413の1、419

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第101号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（平成29年1月20日長崎県告示第34号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を佐世保市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 佐世保市八幡町156
氏名 池田 知作

- (2) 住所 福岡市東区香椎2丁目22-6
氏名 石川 湛
- (3) 住所 佐世保市田代町1520
氏名 岩佐 正幸
- (4) 住所 佐世保市田代町1520
氏名 岩佐 松雄
- (5) 住所 対馬市巖原町宮谷90 宮谷第1アパート
氏名 太田 圭一
- (6) 住所 佐世保市田代町676
氏名 太田 剛健
- (7) 住所 佐世保市田代町865
氏名 太田 利晴
- (8) 住所 佐世保市田代町857
氏名 太田 文夫
- (9) 住所 佐世保市田代町661
氏名 太田 道義
- (10) 住所 佐世保市横尾町2203-1
氏名 太田 靖
- (11) 住所 埼玉県浦和市大字宿188-7
氏名 太田 良知
- (12) 住所 東京都渋谷区代々木1-25-3
氏名 大場 憲
- (13) 住所 佐世保市石坂町1-8
氏名 加藤 照子
- (14) 住所 佐世保市十郎新町11-4-2
氏名 加藤 ヤエ子
- (15) 住所 佐世保市石坂町1-8
氏名 加藤 良子
- (16) 住所 佐世保市松山町71
氏名 川口 門重
- (17) 住所 佐世保市春日町612
氏名 北川 清一
- (18) 住所 大分県日田市隈1丁目1-35
氏名 佐藤 督治朗
- (19) 住所 佐世保市田代町809
氏名 城 仁一
- (20) 住所 佐世保市瀬戸越町400-第2
氏名 田雑 謙一郎
- (21) 住所 佐世保市瀬戸越町441
氏名 田雑 スミ
- (22) 住所 佐世保市桜木町886
氏名 中原 純典
- (23) 住所 北九州市小倉南区蜷田若園1丁目3-7
氏名 中村 吾郎
- (24) 住所 佐世保市松原町173
氏名 中村 吉武
- (25) 住所 佐世保市干尽町4-4
氏名 西村 重好
- (26) 住所 佐世保市上本山町808
氏名 納所 勝

- (27) 住所 佐世保市赤木町1285
氏名 蓮尾 英男
- (28) 住所 愛知県小牧市城山3丁目2-3
氏名 藤山 優樹
- (29) 住所 佐世保市桜木町690
氏名 松崎 蓉子
- (30) 住所 佐世保市田代町809
氏名 松田 松一
- (31) 住所 佐世保市桜木町623
氏名 松永 札夫
- (32) 住所 佐世保市春日町21-7
氏名 松永 武之
- (33) 住所 佐世保市桜木町1115
氏名 松本 熊太郎
- (34) 住所 福岡県宗像市日の里3丁目3-1 9棟101号
氏名 松本 光広
- (35) 住所 佐世保市春日町418
氏名 養津 謙藏
- (36) 住所 佐世保市赤木町553
氏名 山下 安一
- (37) 住所 佐世保市赤崎町81-4
氏名 山中 三郎
- (38) 住所 佐世保市桜木町754
氏名 山本 孝一
- (39) 住所 佐世保市十郎新町12-2-18
氏名 吉原 次夫
- (40) 住所 佐世保市赤木町1285
氏名 吉福 敏郎
- (41) 住所 佐世保市赤木町903
氏名 吉福 政夫
- (42) 住所 佐世保市赤木町1285
氏名 力竹 千代美
- (43) 住所 佐世保市赤木町1311
氏名 力竹 トセ子

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- (1) 佐世保市田代町739
- (2) 佐世保市桜木町200、279
- (3) 佐世保市田代町1521、1522
- (4) 佐世保市赤木町163、田代町1516
- (5) 佐世保市赤木町1158、1176の1、1176の2、1182、1240
- (6) 佐世保市田代町60、61、63、66、108
- (7) 佐世保市田代町998
- (8) 佐世保市田代町111、112、327の1、455、552、856の1
- (9) 佐世保市田代町328の1、331の1、660
- (10) 佐世保市田代町1002
- (11) 佐世保市赤木町1172の1
- (12) 佐世保市赤木町620、1171、1177の1、1177の2、1178の1から1178の3まで、1180の1、1180の2
- (13) 佐世保市赤木町545の1、547の1、567、583の1
- (14) 佐世保市赤木町545の1、547の1、567、583の1
- (15) 佐世保市赤木町545の1、547の1、567、583の1

- (16) 佐世保市桜木町262
 - (17) 佐世保市赤木町1148
 - (18) 佐世保市赤木町510の1
 - (19) 佐世保市田代町825から828まで、832、833
 - (20) 佐世保市桜木町986、987
 - (21) 佐世保市桜木町217
 - (22) 佐世保市桜木町970、981
 - (23) 佐世保市桜木町245
 - (24) 佐世保市桜木町245
 - (25) 佐世保市田代町510
 - (26) 佐世保市赤木町117
 - (27) 佐世保市赤木町1650
 - (28) 佐世保市桜木町1028、1032、1135、1156、1158
 - (29) 佐世保市桜木町237
 - (30) 佐世保市田代町808、812、813
 - (31) 佐世保市桜木町978、979、982
 - (32) 佐世保市赤木町1028の1から1028の3まで、1174の1
 - (33) 佐世保市桜木町1187
 - (34) 佐世保市赤木町1892から1895まで、桜木町985、992、995の1、996、997の1、999
 - (35) 佐世保市桜木町107
 - (36) 佐世保市田代町1433
 - (37) 佐世保市桜木町137
 - (38) 佐世保市桜木町1134、1143
 - (39) 佐世保市田代町863の1、864の1
 - (40) 佐世保市赤木町1654
 - (41) 佐世保市赤木町929
 - (42) 佐世保市赤木町765、766、858、1275、1281、1647の1、1729、1731、1732、1774、1780
 - (43) 佐世保市赤木町784、1155
- 3 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 4 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

長崎県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路 線 名 長崎南環状線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市新戸町3丁目774番4地先から 長崎市新戸町3丁目777番1地先まで	前	65.7~118.9	20.0	
	後	69.1~121.4	20.0	

長崎県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎南環状線	長崎市新戸町3丁目774番4地先から 長崎市新戸町3丁目777番1地先まで	平成29年2月17日

長崎県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路線名 野母崎宿線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市茂木町2522番1地先内	前	14.7~30.2	24.5	
	後	9.2~30.2	24.5	
長崎市茂木町2583番地先から 長崎市茂木町2275番1地先まで	前	9.1~42.7	28.2	
	後	9.1~54.7	28.2	
長崎市茂木町2277番1地先内	前	21.9~24.2	2.0	
	後	21.9~24.2	2.0	
長崎市茂木町2272番口地先から 長崎市茂木町2264番1地先まで	前	14.6~27.8	16.2	
	後	27.8~29.4	16.2	

長崎県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市茂木町2524番1地先から 長崎市茂木町2263番1地先まで	平成29年2月19日

長崎県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路線名 稗木場有田線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（東彼杵郡波佐見町村木郷字大尾1923番10地先）から 東彼杵郡波佐見町村木郷字大尾1923番1地先まで	前	22.8～38.7	21.6	
	後	22.8～40.5	21.6	

長崎県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 稗木場有田線	官公有無番地先（東彼杵郡波佐見町村木郷字大尾1923番10地先）から 東彼杵郡波佐見町村木郷字大尾1923番1地先まで	平成29年2月17日

長崎県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 形上宮浦港線	長崎市琴海大平町字馬垣539番1地先から 長崎市琴海大平町字馬垣526番1地先まで	平成29年2月17日

長崎県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 高島線	長崎市高島町字若志谷161番地先内	平成29年 2月17日

長崎県告示第110号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成29年 2月17日

古江港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
平成29年 2月 7日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市江戸町 2 番13号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市鳴見台二丁目23番15号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県平戸市木引町字高ゾ子又915番、又914番、字新田867番、866番から又864番に至り隣接する里道の地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおりに）
 - (3) 面積
474.15平方メートル
- 4 埋立地の用途
海岸保全施設用地、緑地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成25年 4月 2日
長崎県指令24港許第12号
- 6 閲覧場所
長崎県平戸市岩の上町1508番地 3
平戸市役所

長崎県告示第111号

長崎県管理港湾勝本港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び長崎県壱岐振興局に備え置く。

平成29年 2月17日

勝本港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

港湾名	種類		位置	数量及び能力
	施設名	名称		
勝本港	護岸 (物揚場)	正村護岸	長崎県壱岐市勝本町勝本浦 字正村542番42地先	護岸 L=416.0mのうち A区間 L = 40.0m (ブロック) B区間 L = 90.0m (ブロック)

長崎県告示第112号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、長崎県が港湾管理者である勝本港の臨港地区を指定したので、同法第38条第8項の規定によりこの旨告示するとともに、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年2月17日

勝本港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

1 臨港地区の名称

勝本港臨港地区

2 臨港地区の区域

(1) 位置

壱岐市勝本町東触字串山、字黒瀬、仲触字藪田、字田ノ浦、勝本浦字新町、字本浦、字黒瀬、字正村、坂本触字尾方、字大石、字雨海、本宮西触字平山、字曾中、字箱嶋の各一部

(2) 区域

省略（縦覧図書のとおり）

3 分区の種類

商港区、漁港区、修景厚生港区

4 縦覧場所

(1) 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県土木部港湾課

(2) 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触570番地

長崎県壱岐振興局

(3) 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

壱岐市役所

公 告**一般競争入札の実施（公告）**

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

(1) 業務番号 28県庁舎委第3号

(2) 業務名 長崎県新県庁舎移転業務

(3) 履行期間 契約締結日から平成30年2月9日（金）まで

(4) 業務概要

本業務は、長崎県（以下「委託者」という。）の新県庁舎新築に伴い、文書、転用什器・備品、OA機器等を委託者の示す期間内に現庁舎から新庁舎へ搬送すること及びこれに関連した養生、梱包及び開梱、什器備品の解体・組立・固定等の作業、工事請負業者及び他の業務受託業者との調整、委託者の職員への説明、並びに諸手続を受託者に委託することにより、新庁舎への移転を円滑に実施することを目的とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年2月17日付け競争入札の参加者の資格等（平成29年長崎県告示第99号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。

3 入札の方法等

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札は、別に指定する入札書（第8号様式）及び入札用封筒（第9号様式）に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、開札期日の前日までに直接持参又は書留郵便により、(7)の担当部局に提出すること。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

(5) 入札執行回数は3回を限度とする。3回目までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う場合がある。

(6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状（第10号様式）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

(7) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等

名称 長崎県総務部県庁舎建設課総務調整班

住所 〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

電話 095-894-3161（直通）

(8) 技術提案書の提出期限及び提出場所

期限 平成29年3月15日（水）午後5時まで

場所 (7)の部局に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）すること。

(9) 入札書の提出期限及び提出場所

期限 平成29年3月28日（火）午後5時

場所 (7)の部局に直接持参又は書留郵便により提出すること（提出期限内必着）

(10) 入札の期日及び場所

期日 平成29年3月29日（水）午後1時30分

場所 長崎県庁第3別館1階入札室（長崎県長崎市江戸町2番13号）

開札当日が悪天候（大雨等）等の場合は入札を延期することもあるので、事前に3の(7)の部局に確認すること。

4 入札説明書等の交付期間及び場所

期間 この公告の日から平成29年3月28日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 3の(7)の部局

下記に示す長崎県のホームページから入手することもできる。なお、各々のアドレスに記載する内容は同一である。

アドレス：<http://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>

5 契約事項を示す場所

3の(7)の部局

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

- イ 平成26年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを2件提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 平成26年4月1日から入札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するものを2件提出する場合
- 8 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出
再度の入札者が代理人である場合は、委任状（第10号様式）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合代理人は入札に参加することができない。
- 9 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、(1)から(5)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札したとき。
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(6) 入札者が入札条件に違反したとき。
(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
(8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
(9) 入札書に記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
(10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 10 最低制限価格 設定しない
- 11 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術点、入札金額に基づく価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の最も高い入札者を落札者とする。さらに、総合評価点が最も高く、かつ技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (2) 技術点は、基礎点10点と加算点90点の合計100点とし、基礎点が10点に満たない技術提案書を提出した者は不合格とし、総合評価点は与えない。
- (3) 価格点は、50点とし、入札価格に応じて点数を与える。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- 12 落札者決定基準
落札者決定基準については、別に定める。
- 13 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請

する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

14 Summary

- (1) Subject of the Bid: Transporting goods for the relocation of offices of Nagasaki Prefectural Government
- (2) Deadline for bid applications in person: 1:30 p.m. on Wednesday, March 29, 2017
- (3) Deadline for bid applications by mail: 5:00 p.m. on Tuesday, March 28, 2017
- (4) Point of contact: Prefectural Government Building Construction Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government
2-13 Edo-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-894-3161

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
平 戸 市	27年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 鏡川第1-2-1	平成29年2月9日
平 戸 市	26年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 鏡川第1-2-2	平成29年2月9日
平 戸 市	22年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 大久保第6-1	平成29年2月9日
平 戸 市	27年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 迎紐差	平成29年2月9日
平 戸 市	26年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 木場B-1	平成29年2月9日

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、空池原土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
馬 場 三 利	南島原市加津佐町乙2024番地2

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 福江土地改良区
認可年月日 平成29年2月8日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県西海市大島町	平成29年2月24日から 平成29年3月31日まで

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧期間 平成29年2月17日から平成29年3月2日まで
- 縦覧場所 五島振興局上五島支所建設課、新上五島町役場建設課
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - 南松浦郡新上五島町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 意見書の提出
 - 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき新上五島町長に意見聴取を求める際に添付する。
 - 提出先
〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2
五島振興局上五島支所建設部建設課

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

平成29年2月17日

長崎県知事 中村 法道

- 特定役務の名称
財務会計システム運用・維持管理業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県出納局会計課（財務システム班）

〒850-8570 長崎市江戸町2-13 電話 095-894-3219

3 契約方法

一般競争入札

4 落札決定日

平成29年1月20日

5 落札者

長崎県長崎市恵美須町4番5号

NBC情報システム株式会社 代表取締役 中部 省三

6 落札価格

61,440,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

7 入札公告日

平成28年12月2日

8 落札方式

総合評価

公安委員会規則

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月17日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

長崎県公安委員会規則第1号

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和49年長崎県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表川棚警察署の部東彼杵警察官駐在所の項中「東彼杵町蔵本郷」を「東彼杵町彼杵宿郷」に改め、同部大楠警察官駐在所の項中「東彼杵町菅無田郷」を「東彼杵町三根郷」に改め、同表佐世保警察署の部天神町交番の項中「天神町交番」を「天神交番」に改める。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。ただし、別表の1の表川棚警察署の部東彼杵警察官駐在所の項及び大楠警察官駐在所の項の改正規定は、平成29年3月7日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項及び長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号。以下「県規則」という。）第7条の規定により、地域交通安全活動推進委員の委嘱及び辞職の承認をしたので、県規則第8条の規定により公示する。

平成29年2月17日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

1 委嘱した者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
松 本 成 剛	浦上警察署 (095) 842-0110	浦上警察署の管轄区域
早 田 知 礼	浦上警察署 (095) 842-0110	浦上警察署の管轄区域

2 辞職を承認した者

氏 名	活 動 区 域	辞職を承認した日
野 中 忠	浦上警察署の管轄区域	平成29年2月9日
小 池 忠 則	浦上警察署の管轄区域	平成29年2月9日

雑 報

競争入札の参加者の資格等（公告）

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第2条第2項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

平成29年2月17日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

長崎県立大学シーボルト校 大学エレベーター定期保守業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したこと。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたこと。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたこと。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上のエレベーター定期保守業務の営業実績を有しない者
- (6) 昇降機検査資格者を有していない者
- (7) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有しない者
- (8) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)に該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。
- (3) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ エレベーター保守点検業務契約実績

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、平成29年3月1日（水）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第2号）

エ 口座振替申込書（様式第3号）

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

〔名称〕長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

〔電話〕095-813-5500

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

7 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を付与された日から平成29年3月31日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

9 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)又は(9)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校 大学エレベーター定期保守業務について、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

平成29年2月17日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
長崎県立大学シーボルト校 大学エレベーター定期保守業務
- (2) 委託業務の場所
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1）
- (3) 委託期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- (4) 委託業務の仕様等
入札説明書による。
- (5) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 長崎県が行うエレベーター定期保守業務に関する競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、長崎県から入札参加資格を有すると認められた者であること、又は長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有する者。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 競争入札参加資格を得ようとする者に必要な資格等

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 原則として1年以上のエレベーター定期保守業務の営業実績を有する者
- (2) 昇降機検査資格者を有している者

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、6の部局へ提出すること。

なお、2の(2)の長崎県から入札参加資格を有すると認められた者に該当する者についても審査申請書等の提出が必要であること。

審査の結果については、以下の提出期限の日から10の入札期日までの間に文書で通知する。

(申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先) 6の部局とする。

(提出期限) 平成29年3月1日(水) 17時00分

5 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

6 当該業務契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

(電話) 095-813-5500

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から平成29年2月24日(金) 17時00分までの間(大学の休日を除く。)

(場所) 6の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ)及び切手(140円)を同封のうえ、6の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札・開札の場所及び期日等

(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

(期日) 平成29年3月10日(金) 10時00分開始

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に6の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、10の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者

長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通表(八九五)
二一一一
二一一六

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥